

品川区の「創業支援資金」利用者のお届けします

株式会社 お雑煮屋さん

西大井1-1-2 Jタワー西大井イーストタワー206西大井創業支援センター内
Tel.03-6303-8747 http://zouni.jp (お雑煮研究所)
代表取締役 粕谷浩子



Q 事業内容を教えてください。

A 私たちは、今までありそうでなかった「お雑煮マーケット」を生み出していくことを目的にこの会社を立ち上げました。「お雑煮」は、地域によってさまざまなバリエーションがあり、同じお雑煮という言葉を使いながら、一人ひとり

がイメージしているものは全く異なるという、非常にユニークな正月のハレの日料理です。

まず、お雑煮マーケットづくり第一弾として行ったのは『全国ご当地雑煮食べ比べセット』の販売です。全国各地の個性的なご当地雑煮を5種類詰め合わせた常温保存可能で手軽に楽しめるセットで、とにかく先ずは「お雑煮って面白いね!」と楽しんでいただきたいと思います。

そして、今年からは、実際に全国各地のご当地雑煮を地元にて商品化していけるよう「土産物開発プロジェクト」を各地で立ち上げつつ、お雑煮商品の販路開拓を進めていく予定です。また、「年間を通して食べ

る日常的なお雑煮」を提案していこう!とお雑煮ファーストフード店を展開していこうとも考えています。

1月27日(火)~1月30日(土)には、大崎でファーストフードレストランも実施いたします。

Q 今回の品川区創業支援融資制度は、どのように活用されましたか?

A 創業時は、製造委託するにも仕入れするにも、前払いの現金支払いが条件となるところも多く、商品開発や製造には、非常にお金がかかって大変です。この融資制度は、信用保証協会さんの保証料も負担していただけるので、創業ホヤホヤの会社にとってはとてもありがたい制度だと思います。

起業しました!



第2回

しながわみやげの認定品が決定しました

昨年8月に実施した「しながわみやげコンペティション」の応募総数42点の中から認定品が決まりました。食品部門16品目、アイデア部門3品目となりましたので、ご紹介します。

たくさんのご応募、本当にありがとうございました。
※非食品部門は該当なし
※1月31日(土)、2月1日(日)にきゅりあんで開催する「第25回伝統の技と味/しながわ展」で展示・一部販売します。
※しながわみやげの案内パンフレットは、しながわ観光協会(大井1-14-1)、中小企業センター観光コーナー(西品川1-28-3)、しながわみやげ認定品販売店、しながわまちかど観光案内所で配布しています。
※購入方法など詳しい内容については、各製作者・取扱先などにお問い合わせください。



最優秀賞

問い合わせ先 しながわ観光協会 電話: 5743-7642
商業・観光課観光担当 電話: 5498-6350

食品部門(16品目)

認定品一覧

Table listing 16 food items and their details, including names, addresses, and phone numbers.

アイデア部門 入選(3品目)

Table listing 3 idea department winners and their details.

品川区勤労者共済会への加入のお勧め

月400円 会費で 大きな特典がいっぱい

品川区勤労者共済会では、中小企業や商店の事業主および勤務する従業員が一緒になって、個々には行えない、共済金の給付および福利厚生事業を行っています。

- 入会できる方
1 品川区に事業所があり、従業員300名以下の会社、工場、商店等の事業主と従業員
2 入会時に年齢が70歳以下の方
入会に必要な費用
1 入会金 1名 100円
2 会費(月額) 1名 400円(年4期口座引き落とし)
3 入会金や会費を事業主が負担した場合には、税務上の損金または、必要経費とすることができます。

- 共済金給付事業
「死亡弔慰金」、「見舞金」、「祝金」があります。詳しくは、お問合せ下さい
福利厚生事業
次の事業・施設等を利用した場合に補助いたします。
■ホテル・東京ディズニーリゾート・映画鑑賞券・はとバス日帰りツアーなど
その他、詳しいことは、お問合せ下さい。

品川区勤労者共済会事務局 〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター 4F TEL 3787-3044 FAX 3787-0520

「新創業融資制度」(創業者向け無担保・無保証人の融資制度)のご案内

新創業融資制度は、新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方(事業開始後税務申告を2期終えていない方)が対象の融資制度です。

- ご融資額 3,000万円以内(運転資金1,500万円以内)
ご返済期間 設備資金15年(うち据置期間2年以上)
運転資金 5年(うち据置期間1年以上)(特に必要な場合7年以上)

\*事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、一定の要件に該当する場合を除き、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用する予定のない資金は自己資金には含まれません。)」を確認できる方が対象です。
詳細については、お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。

日本政策金融公庫 五反田支店 国民生活事業
Tel 03-3490-7321 担当: 鈴木、関口
品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル3階

ホームページは 日本公庫 検索

低公害車買換え支援事業

低公害車への買換え助成をおこなっています。

- 1 対象者
区内中小企業者・個人事業者で「東京都環境保全資金」の利子補給金等交付決定通知を受けた方。
2 対象車
「東京都環境保全資金」融資対象車
3 利子補給額
利子と都利子補給金確定額との差額
4 信用保証料補助額
信用保証料と都信用保証料補助金確定額との差額
5 申請
先着順で受付
※ただし、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で受付を終了します。
6 申請用紙
環境課窓口または区ホームページからのダウンロードで入手できます。
7 受付期間
~平成27年3月31日(火)
※詳しくはお問い合わせください。
申し込み・問い合わせ
環境課環境推進係(本庁舎6階 電話5742-6755)